**大東市版「架け橋プログラム」の策定について**

資料　１

**１．幼保小の架け橋プログラムについて**

**（１）策定の背景**

　・幼児期の教育…「教育基本法」第１１条において、「生涯にわたる人格形成を培う重要なもの」と規定



　・幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通し、生活や学習に必要となる資質・能力が育まれるよう、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿**」を明確化

　・小学校学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう、教科書等の指導において、「１０の姿」との関連を考慮することが求められている

**（２）これまでの幼保小連携の成果と課題**

【成果】

　・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の３要領・指針の整合性確保

　・小学校との連携の取組を行っている園が約９割に上るなど、取組が進展

【課題】

　・幼小の交流活動が増加する一方、**７～９割の園が小学校との連携に課題意識**



**（３）幼保小架け橋プログラムの策定と実施**

令和６年１月１５日

福祉・子ども部こども家庭室

　・中央教育審議会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が取りまとめた審議経過報告等を踏まえ、持続可能な社会の創り手の育成に向けた、幼児教育と「**架け橋期（５歳～小１）」の教育の質を保障**するための「プログラム」作成を提案

**《特別委員会の議論》**

　　【課題】・０～１８歳の連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足

　　【方向】・幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿の理解、活用の促進

　　　　　 ・保育所等、小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議の構成

 ・４つのフェーズによるカリキュラムの開発、実践

　　　　　　　①基盤づくり➡②検討・開発➡③実施・検証➡④改善・発展

**《幼保小の架け橋プログラム》**

　　　・発達の段階を見通しつつ、５歳～小１の２年間を「架け橋期」と位置づけ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障。

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する理解・活用を促進。

・中教審において整理した手引きを活用しつつ、市町村教委等と連携し、架け橋期にふさわしいカリキュラムを開発。

**２．大東市版「架け橋プログラム」の策定について**

**（１）概要**

・フェーズ①基盤づくり②検討・開発の達成を目的とした検討部会を立ち上げ

・**令和６年度末までの策定完了を目指す**

**（２）検討部会の取り組み**

・就学前教育保育施設、小学校間の意見交換を踏まえた、**「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善**

周知・啓発

**架け橋プログラム策定検討部会**

プログラムの実践、フィードバック

・架け橋期のカリキュラムの開発

・各園、小学校の実践による検証を踏まえた改善

**子育て家庭**

**幼稚園、保育園、認定こども園、小学校等**